

入会漁業権「存在する」

寄稿 明治学院大 熊本一規名誉教授

水産庁の権利否定主張に

名護市東海岸地域の住民

らでつくる「名護市東海岸
入会漁業組合」が「入会漁
業権」を根拠に漁を開始す
る件で、水産庁が「法律上、
入会漁業権は存在しない」
と主張していることについ
て、漁業法に詳しい明治學
院大学の熊本一規名誉教授
に寄稿してもらつた。

◇ ◇ ◇
名護市東海岸入会漁業組
合の組合員が入会漁業を営
めないかのような懸念が生
じているという。
水産庁の主張は誤りでは
ない。漁業法の条文に明記
されている漁業権は、免許
を受ける共同・定置・区画

の3種だけである。

しかし、漁業法14条11項

は、漁協の組合員の営む共
同漁業と関係地区（地元漁
村部落）に住む漁民の営む

同種の漁業との間であつれ
きが生じた場合には、海区
漁業調整委員会があつれき
を解決するための指示をす
る旨、規定している。つま

り、関係地区に住む漁民な
らば組合員でなくとも同種
漁業を営めることを前提と
している。この「同種漁業」
が「入会漁業」にほかなら
ない。

入会漁業権は、関係地区
漁民から成る入会集団の持
つ権利である。そのうち、
漁協の組合員になつた者は
共同漁業権を行使できる
が、組合員にならなくても
入会漁業権を行使でき、両
者の調整を海区漁業調整委

員会の指示で行うのであ
る。

そして、その指示は、漁
業法上、共同漁業権の行使

を制限する方向でしか出せ
ないことになっている（67
条）。14条11項が「員外者
の保護」と呼ばれるゆえん
である。

また、住民も採捕した水
産物を継続的に販売すれば
「漁民」になる。したがつ
て、名護市東海岸入会漁業
組合の組合員は入会漁業を
営めるのである。

ちなみに、8日に連絡を
取り、以上の私見に水産庁
の担当者も同意済みであ
る。